

議長（村井 勉）

はい。次に、5番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します

まず1番目が、新庁舎の窓口サービスの向上について

2番目が、道路整備予算の拡大について

3番目が、耕作放棄地対策および農山漁村の活性化について

以上、3点について質問させていただきます。

まず1番目の新庁舎の窓口サービスの向上についてです。

新庁舎がこのように完成しました。町民ニーズが多様化するなか、また超高齢化社会を迎える中において、町民目線に立った「おもてなし」のサービスを効果的・効率的に提供していくことが求められています。

また、窓口サービスにおいては、旧庁舎の窓口では関連する手続きについて、複数の窓口を回る状況にあり、「行ったり来たり」する状況も発生し、「ワンストップサービス」の確立が望まれていました。

しかし、この多度津町新庁舎は横長のため、総合窓口（ワンストップサービス）が設置し難い構造になっています。

町役場に住民の方がおいでになるのは、年に1回か2回だと思います。役場の機構を良く理解しているとは限りません。その用件ならどの窓口に行くと良いか等は、通常は分からないのが実態ではないでしょうか。

結果として役場に行ったら、たらい回しにされたと言って、役場に対して不信・不満を持って帰宅する人もあるかも知れません。

全国の市町村の中には、住民サービスの向上を図るため、窓口サービス向上検討会議（委員会）を設置し、基本マナーマニュアルを整備しているところもあるようです。

財政が厳しくなり、住民の理解と協力が求められる今こそ、小規模経営者が顧客の確保に努力しているように、条例規則等の改正の必要もない窓口サービスの向上で住民のイメージアップを図ることが大切だと思いますが、そこで次の4点についての考えをお伺いします。

(1) ワンストップサービスの方向性を踏まえた窓口サービスの向上について、町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の「ワンストップサービスの方向性を踏まえた窓口サービスの向上について」のご質問に答弁をさせていただきます。

窓口業務の取組につきましては、窓口を利用する来庁者に対して、親切、丁寧な対応を心掛け、分かりやすく正確な情報提供はもとより、利用される方が話しやすい雰囲気作りに努めております。

また、混雑が予想される交付申請時期等には、臨時窓口の開設などに取り組んでまいりました。

また、新庁舎となり、各課の配置場所を分かりやすくするために、課ごとに番号で表示しているフロアマップを正面玄関ロビーや2階の階段、エレベーター前等に設置しております。

執務室は壁や仕切りを設けずフロア全体で一体感のあるオープンフロアとなっておりますので、来庁者の方が手続きするために複数の窓口を回るのではなく、各課の職員が来庁者の方がいる窓口に行って手続き出来るようになっております。

今後も窓口サービスについて他の自治体を参考にしながら、住民サービスの向上を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、基本マナーマニュアルの策定についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の基本マナーマニュアルの策定についてのご質問に、答弁をさせていただきます。

現在、基本マナーマニュアルにつきましては、本町独自に作成したものではなく、接遇研修のテキストを共有することにとどまっております。

初任者、係長、課長補佐、課長等の階層別の研修において、接遇研修や苦情対応研修等を実施しております。これらの研修に加え、来庁者等から接遇についてのご意見を頂いた際には、必ず職員に周知して改善するよう促しております。

今後は、マニュアルを策定している自治体に効果等の確認を行い、職員の接遇能力の向上のためのマニュアル策定について協議したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今後、色んな問題が発生してきたりするんですけど継続的問題解決のために、委員会などを設定する予定があるかどうかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の今後、継続的問題解決のため、委員会を設定する予定についてのご質問に、答弁をさせていただきます。

接遇やマナーについての継続的問題につきましては、改善出来るまで繰り返し指摘し、指導を行うこととしております。

現在、委員会等を設置する予定はありませんが、委員会等を設置している自治体を参考に協議したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

窓口サービスに関連して、もう一つ質問させていただきます。

電話のマナーにおいて、電話対応時に〇〇課ですとだけ言って名前を名乗らない職員がたまにいます。名乗ってくれる職員が多いんですけども。名前を言って頂くと誰と話しているか分かりますが、名乗らないと分かりませんので、教育や研修でどのように指導しているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の電話対応時に名前を名乗らない職員がいるが、教育や研修でどのように指導しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

電話対応において所属名と名前を名乗ることは基本であり、職員教育や研修においても当たり前のように指導しております。

新規採用職員や会計年度任用職員等、まだ研修を受けていない場合もありますが、今後は接遇に関してそのようなことのないように徹底して指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、有難うございます。

新庁舎が出来て職員の方々、皆さん一生懸命対応して頂いていると思います。

町民から不満とかが起きないように、住民の目線に立った、便利で早くそして分かりやすい窓口サービスを実現して頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは2番目の質問に移ります。

道路整備予算の拡大についてです。

多度津町の道路は劣化が進んでいると思います。道路の陥没などは補修して頂いておりますが、現状ひび割れとかが多く発生しています。

写真をちょっと見せます。

こういう道路陥没については、建設課の方に電話すると、その日に見て聞きに来て頂いたり、次の日とかに速攻で穴埋めして頂いております。

で、ひび割れってというのはこういう状態で、こういう状態のところが多くあります。これが進むと先ほどの陥没のような状況になっていく訳なんです。

その辺について今からお話しさせていただきます。

当初は微細なひび割れでもこの状況、状態が続くと雨水により、アスファルト舗

装道路の表面は亀裂状、亀甲状にひび割れが進行していきます。

さっきの図のみたいにですね。

亀甲状のひび割れが進むと、破壊された一つ一つの舗装盤の重量は小さくなるため飛散しやすくなります。

よって車両の通行の際、車両のタイヤと小さな舗装盤が密着して飛散していきます。

そしてアスファルト舗装に穴があき、先ほどの穴が開いた図ですね。

通行に支障を来すこととなります。

このことからひいては、事故の危険性も高まることとなります。

早め早めの簡易な舗装の補修の実施によって、アスファルト舗装の寿命というのは延ばすことが可能になります。しかし、今年、令和4年度の道路舗装事業費単独事業の予算は令和3年度、5,000万円あったものが2,400万に2,600万円も減額されています。

自治会要望でも道路の舗装の要望が多く挙げられていると思いますが、道路は町民が毎日使うもので、道路がきれいに舗装されていると歩いても車を運転していてもとても快適です。

一般的にあるアスファルトの舗装の寿命は10年として設計されることが多いです。道路の耐用年数は財務省令では10年から15年となっていますけれども、国の道路資産価値評価で48年という年数を採用しているため、この年数に近い約50年程度が公会計の基準では採用されています。多度津町の公会計上での舗装道路は一般会計等の貸借対照表上は資産の部、有形固定資産、インフラ資産、工作物に分類されて減価償却の累計額は41億3,463万103円、これは償却率61.3%で令和2年3月31日現在の数字上の額がこのようになっています。

つまり道路を直すためには、一般の会社で言うところの減価償却引当金の額約41億円の予算が必要ということになる訳なんですけど、また、道路維持修繕費には補助金というのがありません。

基本的には自主財源となります。多度津町に現在、道路整備の基金はありません。基金を積み立てるためには条例が必要になります。地方自治法241条（基金）1項に「普通地方公共団体は、条例の定めることにより、特定の目定のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることが出来る。」と定められています。

もっと道路整備に力を入れるべきだと思います。そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目ですけれども、住民からの道路補修の要請について、日常どのように対応されているかお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の住民からの道路補修の要請について、どのように対応されていますかのご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の町道延長は現在154.8kmで舗装率は95.7%であります。

議員ご指摘のとおり舗装の劣化が進んでいる路線も多く、住民の皆様からの苦情や修繕などの要望を頂いている状況がございます。

道路補修の要請につきましては、住民の方から直接ご連絡を頂いた場合などは、先ずは現地の状況を確認し、軽微な修繕で対応可能なものにつきましては、建設課職員が簡易アスファルト等で応急的に補修を行っており、舗装の損傷の状況によっては、その後、年間で道路舗装の維持管理を委託契約しております業者において修繕を実施しています。

また、自治会等の要望で広範囲の舗装修繕や路線全体での改良が必要な場合は、現地測量及び設計により予算を確保し、舗装改良工事を実施しています。

道路舗装の損傷につきましては、事故等の発生要因になると考えられることから、今後も住民の皆様が安全・安心に道路を利用して頂けるよう維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、二つ目の質問ですけれども、町長の施政方針にも出ているんですけれども舗装路面性状調査結果に基づく、道路整備計画を策定し計画的に進めるっていうのが出てきています。

これについて何平米の路面を舗装したか、年度ごとに説明をお願いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の舗装路面性状調査結果に基づく道路整備計画の実績についてのご質問に、答弁をさせていただきます。

道路整備計画につきましては、平成30年度に町道の431路線、延長で約133.6kmの舗装路面性状調査を実施しています。調査の内容につきましては、舗装のひび割れ、轍掘れ、平坦性等の調査解析を実施し、舗装の劣化状態を4段階のランクで評価を行い、これらのデータを基に道路舗装の整備計画を策定しております。

この計画により舗装の改良や修繕を実施することで、道路の維持管理の効率化を図ることとしております。

なお、道路整備計画につきましては、1期目の計画として平成31年度から令和10年度までの10年間とし、38路線の延長約7.4km、整備面積で約43,000㎡の整備計画を作成しており、昨年度までの整備実績と致しましては、平成31年度9路線で延長約1.8km 面積7,557㎡、令和2年度11路線で延長約1.8km 面積7,673㎡、令和3年度10路線で延長約1.4km 面積5,649㎡で3年間の合計で面積

約20,900㎡の舗装整備を実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目ですけど、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や町道部分の防災上の観点からの広域道路整備の県への要請は何処を要望してどのように実施されましたか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の「都市計画道路整備の観点から広域道路整備の県への要請は何処を要望し、実施されましたかについて」のご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の都市計画道路につきましては、県道の「丸亀・詫間・豊浜線」「多度津・丸亀線」「多度津・善通寺線」「善通寺・多度津線」の4路線と町道277号線の「堀江・丸亀線」の1路線を合わせた5路線です。

現在までの県道部の整備状況について県に確認をしたところ、「丸亀・詫間・豊浜線」は、計画延長7.47kmの内4.32kmが整備済みで、「多度津・丸亀線」は、計画延長6.67kmの内4.34kmが整備済みです。「多度津・善通寺線」及び「善通寺・多度津線」の2路線につきましては、全計画路線の整備が完了しています。

また、町道部の都市計画道路であります「堀江・丸亀線」は、計画延長1.92kmの内1.36kmの整備が完了しています。

議員ご質問の県への要望箇所につきましては、「多度津・丸亀線」は昨年3月に「善通寺・多度津線」から「多度津・善通寺線」間が開通し、これより以西の未整備区間については、道路幅員が狭く交通量が増加していることや小・中学校の多くの児童、生徒の通学路にもなっていることから、昨年6月に県中讃土木事務所長に早期完成に向けての要望書を提出したところでございます。現在は、現地の測量を実施しており、引き続き物件補償移転及び用地買収を順次進めて頂く予定となっております。

また、さぬき浜街道の「丸亀・詫間・豊浜線」につきましては、今年の3月に西白方地区から見立地区において暫定2車線で供用開始されました。本県道は大規模地震等の災害時の緊急輸送道路であることから、引き続き4車線化整備に向けて要望してまいりたいと考えております。

今後も地元関係者と隣接市町と連携を図り、県に対し早期の道路整備を要望し、地元の皆様のご意見をお聞きしながら安全、安心な道路整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この道路整備の質問の最後の質問、今後の多度津町の道路整備についてどう考えていくのか町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の今後の多度津町の道路整備についてどう考えるかのご質問に、答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもございましたように、道路は町民の皆様が毎日利用するものであり、日々の生活においては重要な社会基盤だと考えております。しかしながら現状の町道の舗装につきましては、経年劣化による舗装の損傷が著しく、住民の皆様から舗装の補修や布設替えの要望を頂いている路線が多くございます。

町道の舗装におきまして町全体の修繕や布設替えを実施するには、多くの予算と年数がかかることから、舗装の維持・修繕につきましては、ライフサイクルを考慮して設計施工を行い、舗装の耐用期間を適切に定め、維持管理を進めていく事が必要だと考えております。

予算措置につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在は舗装の維持管理につきましては、国や県の補助金の対象事業はございません。

また、基金の積み立てについては、事業推進を図るには有益だと考えておりますが、現在の本町の財政状況におきましては、平成29年度に創設され、平成30年度に事業拡充された充当率、交付税措置などの面で「公共施設等適正管理推進事業債」を活用することが本町にとっては有効だと考えております。

今後も町道の維持管理に関しましては、先ほど担当課長より答弁致しました道路整備計画に基づき、点検調査を行い、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を図り、道路舗装の適正管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

基本的な進め方は大体それで、細かいことはここでは言わないようにします。町民が安心して快適な生活が送れるように道路の改良、舗装、補修を行って、早目早目の舗装の実施によってアスファルトの話もありましたけども寿命を延ばして利便性の向上を図って安全な道路環境を整えていって頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に3つ目の質問にいきます。

耕作放棄地対策及び農山漁村の活性化についてということで、令和4年度施政方針の中で、町長は産業の振興・経済の活性化の中で「担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対し、農業・農村を継続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。」と述べられています。本題に入る前に、耕作放棄地の説明を少しします。耕作放棄地とは、農業センサスにおいて定義されている統計上の用語です。

一方、遊休農地は農業経営基盤強化促進法で定義されており、耕作放棄地とほぼ

同じ概念で使われています。

耕作放棄地の説明ですけれども以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年間に耕作するはっきりした考えのない土地。

遊休農地の説明としては、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。ということで、ここでちょっと写真を見せます。

これは田んぼをしなくなって1～2年経つと草がこれぐらい伸びてきます。この状態ぐらいやったら、草を刈れば田んぼは維持することが可能になっていう風な状況なんです。で、もう少し5～6年経つとセイタカアワダチソウという草が生えてくると、これ、非常に硬い草で非常に再度田んぼをするのが非常に難しくなっていて、セイタカアワダチソウというのが生えている農地というのが、どんどん今増えているような状況になっております。元に戻ります。

農業従事者の高齢化と人手不足は、多度津町だけでなく全国的に問題となっております。国全体の農業就業者の年齢構成は、平成30年2月時点で65歳以上が98.7万人で全体比68%、40歳以下が15.2万人で全体比11%と著しい偏りが見られます。多度津町の農業経営体数もこの5年間で27.5%も減少しており、切実な問題となっております。農業就業者の高齢化は様々なところに影響を与え、耕作放棄地や遊休農地の増大など数々の問題が顕在化してきました。農業をしたことが無い方は、遊休農地がなぜ出来上がるかと疑問を感じるでしょうが、ここに農業の課題の本質があります。一般的に多くの農家は家族で農業を営み、若い世帯ならば1人で作業が出来ますが、高齢化が進むと水利や収穫には近隣の力を借りなければ作業が出来ません。つまり、農業をするためには円滑な人間関係が必要となります。

一方、農地は一度雑草が生えるとその種が広範囲に飛び散り、近隣農地にまで雑草が生え、他人に迷惑を掛けてしまいます。この雑草に覆われた農地を放置しておくで農家同士の間人間関係にまで影響を及ぼします。そのため、農作物を作らず農業機械により簡単に除草だけする遊休農地が多くなるのです。

しかし、この農作物を生まない遊休農地の管理にも多額の費用が発生します。人件費はもとより、農業機械が数百万円、燃料代を含めると相当の出費になります。これでは農地など売ってしまった方が良いのではないかと思われるでしょうが、農家には、先祖代々受け継いだ土地は死んでも手放さないとの強い思いが存在します。ですから、高齢になっても必死に農地を守る訳です。

そこで、耕作放棄地対策について次の点についてお伺いします。

そのひとつとして、多度津町の企業の農業参入についての現在までの取組及び今後の方針についてお伺いします。

農業の新たな担い手として企業の農業参入が注目されています。従来からある農



地の貸し借りは農業生産者が代わるだけでしたが、企業の農業進出には、それ以外の効果があります。農業生産の拡大や耕作放棄地や遊休農地の未然防止だけでなく、起業家による雇用の創出や近隣農家からの農作物の買い入れなど地域を活性化する可能性があります。

このように本県の行う農業の振興は、単に企業が参入し生産面積が増えることだけではなくて地域の活性化や個々の農家が抱える農業に対する思いを踏まえて推進する必要があると考えます。平成21年12月に農地法が改正になり、香川県において農業に参入した企業数は農地法改正以降、平成31年3月で34件、農地法改正以前の参入済みを含めると48件となっております。多度津町は交通の利便性が高いといった地域性を考えると農業参入を目指す企業にとって非常に魅力のある地域ではないでしょうか。農業が将来に向かって発展し続けるためには、それぞれの地域において将来の担い手を確保することが最も重要であり、担い手の育成が困難な地域においては、企業参入に対する期待がますます高まることが予想されます。そこで、町がリーダーシップを発揮し、農業参入を目指す企業並びに受け入れ希望の農家への支援を積極的に行うべきだと考えますが、町の考えをお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の農業参入を目指す企業並びに受け入れ希望の農家への支援を積極的に行うべきだと考えるが町の考えはのご質問に答弁をさせていただきます。

県内の農業従事者及び農地の状況は、農業従事者の高齢化や離農による農家数の減少に伴い、農業従事者とともに耕作面積も減少しています。県農業経営課の資料によりますと、令和2年度の農業センサス等では、県内農家戸数は29,222戸で基幹的農業従事者は18,190人、平均年齢は71.3歳、耕作面積は29,300ヘクタール、荒廃農地は年々増加し7,488ヘクタールとなっております。

県では減少する農業従事者や増加する荒廃農地の問題解決を図るために企業の農業参入がその一つ的手段であるとして、営農プランの作成や農地確保の援助、農業知識や技術習得に係る助成などの支援策がとられています。

次に町の状況ですが、令和3年度末の農地面積は、田が450.71ヘクタール、畑が254.75ヘクタールの合計705.46ヘクタールで、耕作放棄地は25.5ヘクタールです。

また、令和4年2月末現在で、本町農業委員会が定める耕作面積の下限面積30アール（3反）に達している農家戸数は778戸で、香川県農業協同組合多度津支店管内の正組合員数は1,245人です。

本町の農業における企業参入には農業を本業とする団体が株式会社となり、農地を集積して規模拡大を図るケースと製造業や建設業などを本業とする企業が異業種参入として農業に参入するケースがあり、前者及び後者とも2社が事業を行っ

ていることを把握しております。

本町では、農業に参入する企業には5点のことを期待したいと考えてございます。

1点目は荒廃農地を含む農地の有効活用、2点目は町産農産物の生産拡大及びブランド力の向上、3点目は地域雇用の確保、4点目は新規就農者の受け皿、最後が地域農業・農村の活性化です。

異業種からの農業参入には、農地の調整・確保及びその借り受け並びに農業知識・技術・営農計画の作成などの課題がありますが、町及び県農業改良普及センターなどが寄り添いながら、その課題の解決を図ることとしております。

今後も農業に参入する企業を地域農業の重要な担い手の一つとして位置付け、同県普及センター及び同農業協同組合と情報共有を行い、間口を広くして参入の推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に農山漁村の活性化について、お伺いします。

農林水産省の「令和4年度農林水産関係予算の重点事項」等には96項目にわたる主要事業計画が示されています。その66項目に「農山漁村振興交付金」があります。

この振興交付金のポイントは「地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組をその発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域コミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。」とされていることです。

「地域の農業を守る」また、「所得の向上や雇用の増大に努める」という観点では、先ほどの「企業の農業参入」の質問にも関連がありますが、この振興交付金事業には、都市と農山漁村の交流人口の増加や地方への定住促進を図る側面、及びそれを受け入れる地域内の所得向上や雇用の創出の側面から「農泊の推進」が含まれています。

農泊とは、利用者側からは「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』」とされる一方、提供者側は「宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化すること」を目的とされています。

つまり、農泊を担う団体において、「宿泊」「食事」「体験・交流」「商品開発」等が行われることになり、町の活性化の促進に繋がることになる訳です。

また、この農泊は「観光立国推進基本計画」において「農山漁村滞在型旅行をビ

ビジネスとして実施出来る体制を持った地域と創出し、2020年までに500地域を目指す」ことが位置付けられていました。さらに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、同様に農山漁村の活性化施策として位置付けられています。

令和4年施政方針の中の「多様な交流の促進」の中で町長は「空き家等を活用した地域創生事業補助によって、空き家・空き店舗の改修及びイベント開催に伴う費用の補助を行うことで、地域内外における交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めてまいります」と述べられています。すなわち、この農泊事業を活用して、本町の農業・漁業の活性化及び空き家・空き店舗の利活用並びにそれらを基にした観光の創出が必要です。

このような中、令和4年4月19日の四国新聞に「多度津町の有志グループ農泊推進へ協議会設立、受け入れ準備でジャガイモ栽培」と大きく見出しが載っていました。その内容は、「多度津町の有志グループが農業体験を軸とした滞在型観光「農泊」を推進する地域協議会「瀬戸内ユニオン」を設立した。町内の事業者と連携しながら地産地消を意識した食事や芸術プログラムなども提供し、持続可能な観光地づくりに取り組む。多度津町東白方に確保した畑では宿泊者が農業体験するためのジャガイモを植える付けるなど受け入れ準備を進めており、今夏の事業本格化を目指している。（後略）」と記載されていました。

ちょっと写真を見せます。これが四国新聞に載っていたジャガイモの植え付けをしている状況です。これが四国新聞に載っていた写真です。今はジャガイモを収穫して大量に収穫出来たということをお聞きしています。次に行きます。

そこで、この農泊について3点ほどお伺いします。

まず1点目、全国で農泊推進対策事業が採択されている地域数、及び県内で採択されている地域についてお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の「全国で農泊推進対策事業が採択されている地域数、及び県内で採択されている地域について」のご質問に答弁をさせていただきます。

農林水産省が推進している「農泊」は、農村地区を訪れる利用者に宿泊してもらい、地産地消の食材を活用した食事や農業体験、漁業体験などのその地域ならではの体験等の地域資源を活用した観光コンテンツを提供することにより、消費を促進させ、さらに地域経済を活性化させることを目的に法人化された中核法人及び多様なプレイヤーとなる関係者が地域協議会を組織化し、地域が一丸となって取り組む事業とされています。また、その地域協議会の構成員には、農林水産業のいずれかに関わる者を含むことが条件とされています。

農林水産省中国四国農政局香川支局に確認したところ、令和3年度末時点の全国の農泊推進対策採択地域は599地域となっています。そのうち、県内での同採択

地域は8地域となっています。また、同省が公表している「農泊の取組事例集」には、さぬき市、丸亀市、三豊市、三木町、小豆島町の事例が取り上げられています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ご答弁がありましたけれど国から本町への協議会に対する支援を受ける手順・段取りについてお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の国からの本町の協議会に対する支援を受ける手順・段取りについてのご質問に、答弁をさせていただきます。

農泊に係る事業は農林水産省が推進している事業で、同事業に対する助成制度は議員のご質問にありました「農山漁村振興交付金」が当たります。この交付金は、町の予算を経由せずに同省から直接、地域協議会や実施団体に交付されることになっています。

令和4年度の同事業に係る候補者の公募期間は、2月24日から3月11日までとなっており、公募期日はすでに終了しています。しかし、今後も複数回にわたり公募があるようです。

ちなみに、昨年の事業スキームで見ますと、第1回目公募が2月26日から3月12日まで、第2回公募が5月28日から6月18日まで、第3回公募が8月6日から8月27日までとなっていました。その後、同省において提案書の審査が行われて事業が承認されると事業実施団体に交付金が交付されることになっていました。

また、公募申請書類の提出先は農林水産省中国四国農政局となっています。

なお、同事業に対する町単独の補助制度はありません。

このため、本町の予算書に計上されている予算はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後には本町、多度津町での農泊事業に対する助成について町長にお伺いしたい訳なんですけど本町には多くの古民家や農業・漁業といったコンテンツが数多くあります。

白方地区ではオリーブやブドウ、ミニトマト、イチゴ（新規）などの栽培が盛んに行われています。高齢化の進展や耕作放棄地も目立ちます。今回「瀬戸内ユニオン」では、農業体験を通じたにぎわいづくりから将来的な移住、就農者の増加といった好循環を作り出すことが出来ます。ぜひ、これらの資源を活用して「まちおこし」や「町の活性化」に繋げようとしている民間の事業者（協議会）を応援して育てていくことが肝要ではないかと思えます。町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の本町での農泊事業に対する助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

アフターコロナを見据えて、観光振興等に係る事業を準備している事業者がいることは承知しております。

また、本町の農業及び漁業従事者の方から「このコロナ禍の中で、本業だけでは所得が増えないため異業種の事業を行いたいが、どのようにしたらよいのだろうか。」というご相談を受けたことがあります。その際には、担当課が国や県の助成制度を調査するほか、公益財団法人かがわ産業支援財団「香川県よろず支援拠点」の担当者を紹介するなどの支援を行いました。

農泊事業は国が推進している事業であり、この事業を町内で実施することにより、町への入込客数を増加させ、農漁業者や関係する事業者の所得の向上が図られるだけではなく、ひいては町への移住、定住及び新規就農者の増加に繋がる可能性があると考えております。

このため、県内他市町の状況を調査するとともに同事業の窓口となる農林水産省中国四国農政局に事業承認を得るための条件や実例等をヒアリングし、農泊事業の推進に繋がる支援方法を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

先ほどの谷口課長での答弁でもありましたように全国で599地域、香川県でも8地域もの農泊推進対策採択地域があるとのことでした。各地で民間事業者及び団体が知恵を絞って農林水産業の活性化や地域の活性化が図られています。多度津町でも農泊に対する機運があるのであれば、この事業に複数の団体が取り組めるように上手にこれから育てていって、支援を行なう必要があるんじゃないかなと思います。特定の団体だけを支援するのは難しいことだと思うんですけども助成に係る制度設計を検討したり、公募によるプロポーザル方式とか採択の基準を設けるなど選定の方式を検討して頂けることを要望致します。

以上で、私の質問は終わります。

有難うございました。